

○厚生労働省令第四十五号

有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律（昭和四十八年法律第一百十二号）第四条第一項の規定に基づき、有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年三月二十八日

厚生労働大臣 後藤 茂之

有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律施行規則の一部を改正する省令

有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律施行規則（昭和四十九年厚生省令第三十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一を次のように改める。

別表第1（第1条関係）

有害物質	家庭用品	基準
<p>アゾ化合物（化学的変化により容易に4-アミノジフェニル、オルト-アニシジン、オルト-トルイジン、4-クロロ-2-メチルアニリン、2, 4-ジア</p>	<p>(1)アゾ化合物を含有する染料が使用されている繊維製品のうち、おしめ、おしめカバー、下着、寝衣、手袋、くつした、中衣、外衣、帽子、寝具、床敷物、</p>	<p>試料1 gあたり化学的変化により容易に生成する4-アミノジフェニル、オルト-アニシジン、オルト-トルイジン、4-クロロ-2-メチルアニリン、2, 4-ジアミノアニソール、4, 4'-ジアミノジフェニルエーテル、4, 4'-ジアミノジフェニルスルフィド、4, 4'-ジアミノ-3, 3'-ジメチルジフェニルメタン、2, 4-ジアミノトルエン、3, 3'-ジクロロ-4, 4'-ジアミノジフェニルメタン、3, 3'-ジクロロベンジジン、2, 4-ジメチルアニリン、2, 6-ジメチルアニリン、3, 3'-ジメチルベンジジン（別名オルト-トリジン）、3, 3'-ジメトキシベンジジン、2, 4, 5-トリメチルアニリン、2-ナフチルアミン（別名ベーターナフチ</p>

<p>ミノアニソール、4, 4'-ジアミノジフェニルエーテル、4, 4'-ジアミノジフェニルス</p>	<p>テーブル掛け、えり飾り、ハンカチーフ並びにタオル、バスマット及び関連製品</p>	<p>ルアミン)、パラクロロアニリン、ベンジジン、2-メチル-4-(2-トリルアゾ)アニリン、2-メチル-5-ニトロアニリン、4, 4'-メチレンジアニリン、2-メトキシ-5-メチルアニリン又はパラフェニルアゾアニリンのそれぞれの量は30µg以下であること。</p>
<p>ルフイド、4, 4'-ジアミノ-3, 3'-ジメチルジフェニルメタン、2, 4'-ジアミノト</p>	<p>(2)アゾ化合物を含有する染料が使用されている革製品(毛皮製品を含む。)のうち、下着、手</p>	

ルエン、3, 3'	袋、中衣、外衣	
1-ジクロロ	、帽子及び床敷	
4, 4'-ジア	物	
ミノジフェニル		
メタン、3, 3'		
1-ジクロロベ		
ンジジン、2,		
4-ジメチルア		
ニリン、2, 6		
1-ジメチルアニ		
リン、3, 3'		
1-ジメチルベン		

ジジン (別名オルトトリジン)、3, 3'-ジメトキシベンジジン、2, 4, 5-トリメチルアニリン、2-ナフチルアミン (別名ベータ-ナフチルアミン)、パラークロロアニリン、		
--	--	--

<p>ベンジジン、 2 —メチル—4— (2—トリルア ゾ) アニリン、 2—メチル—5 —ニトロアニリ ン、 4, 4' — メチレンジアニ リン、 2—メト キシ—5—メチ ルアニリン又は パラ—フェニル</p>		
--	--	--

アゾアニリンを生成するものに限る。)		
塩化水素又は硫酸	住宅用の洗剤で液体状のもの（塩化水素又は硫酸を含有する製剤たる劇物を除く。）	酸の量として10%以下であること。
塩化ビニル	家庭用エアゾール製品	検出されないこと。
4, 6-ジクロ	繊維製品のうち	試料 1 g あたり 30 $\mu$ g 以下であること。

<p>ル—7— (2, 4, 5—トリク ロルフエノキシ ) —2—トリフ ルオルメチルベ ンズイミダゾー ル</p>	<p>、おしめカバー 、下着、寝衣、 手袋、くつした 、中衣、外衣、 帽子、寝具及び 床敷物 家庭用毛糸</p>	
<p>ジベンゾ [a, h ] アントラセン</p>	<p>(1)クレオソート 油を含有する家 庭用の木材防腐 剤及び木材防虫 剤</p>	<p>試料 1 g あたり 10µg以下であること。</p>



	<p>(2)クレオソート油及びその混合物で処理された家庭用の防腐木材及び防虫木材</p>	<p>試料 1 g あたり 3 μg 以下であること。</p>
<p>水酸化カリウム 又は水酸化ナトリウム</p>	<p>家庭用の洗剤で液体状のもの（水酸化カリウム又は水酸化ナトリウムを含有する製剤たる劇物を除く。）</p>	<p>アルカリの量として 5 % 以下であること。</p>

テトラクロロエチレン	家庭用エアゾール製品 家庭用の洗剤	0.1W/W%以下であること。
トリクロロエチレン	家庭用エアゾール製品 家庭用の洗剤	0.1W/W%以下であること。
トリス（1-アジリジニル）ホスフィンオキシド	繊維製品のうち、寝衣、寝具、カーテン及び床敷物	検出されないこと。
トリス（2,3-ジブロムプロ	繊維製品のうち、寝衣、寝具、	検出されないこと。

ピル) ホスフエ イト	カーテン及び床 敷物	
トリフェニル <sup>すず</sup> 錫 化合物	繊維製品のうち 、おしめ、おし めカバー、よだ れ掛け、下着、 衛生バンド、衛 生パンツ、手袋 及びくつした 家庭用接着剤 家庭用塗料 家庭用ワックス	試料 1 g あたり <sup>すず</sup> 錫として1.0μg以下であること。

	くつ墨及びくつ クリーム	
トリブチル <sup>すず</sup> 錫化 合物	繊維製品のうち 、おしめ、おし めカバー、よだ れ掛け、下着、 衛生バンド、衛 生パンツ、手袋 及びくつした 家庭用接着剤 家庭用塗料 家庭用ワックス	試料 1 g あたり <sup>すず</sup> 錫として1.0μg以下であること。

	くつ墨及びくつ クリーム	
ビス（2，3－ ジブロムプロピ ル）ホスフエイ ト化合物	繊維製品のうち 、寝衣、寝具、 カーテン及び床 敷物	検出されないこと。
ヘキサクロルエ ポキシオクタヒ ドロエンドエキ ソジメタノナフ タリン（別名デ イルドリン）	繊維製品のうち 、おしめカバー 、下着、寝衣、 手袋、くつした 、中衣、外衣、 帽子、寝具及び	試料 1 g あたり 30µg 以下であること。

	床敷物 家庭用毛糸	
ベンゾ [a] アン トラセン	(1)クレオソート 油を含有する家 庭用の木材防腐 剤及び木材防虫 剤	試料 1 g あたり 10 $\mu$ g以下であること。
	(2)クレオソート 油及びその混合 物で処理された 家庭用の防腐木 材及び防虫木材	試料 1 g あたり 3 $\mu$ g以下であること。

ベンゾ [a] ピレン	(1)クレオソート油を含有する家庭用の木材防腐剤及び木材防虫剤	試料 1 g あたり 10 $\mu$ g以下であること。
	(2)クレオソート油及びその混合物で処理された家庭用の防腐木材及び防虫木材	試料 1 g あたり 3 $\mu$ g以下であること。
ホルムアルデヒド	(1)繊維製品のうち、おしめ、お	別に試験法で定める吸光度差が0.05以下又は試料 1 g あたり 16 $\mu$ g以下であること。

	しめカバー、よだれ掛け、下着、寝衣、手袋、くつした、中衣、外衣、帽子、寝具であつて、出生後24月以内の乳幼児用のもの	
	(2)繊維製品のうち、下着、寝衣、手袋及びくつ	試料 1 g あたり 75 $\mu$ g 以下であること。



	した（出生後24 月以内の乳幼児 用のものを除 く。） 、 たび並 びにかつら、つ けまつげ、つけ ひげ又はくつし たどめに使用さ れる接着剤	
メタノール	家庭用エアゾー ル製品	5 W/W%以下であること。
有機水銀化合物	繊維製品のうち	試料 1 g あたり水銀として 1 μg以下であること。

	<p>、おしめ、おしめカバー、よだれ掛け、下着、衛生バンド、衛生パンツ、手袋及びくつした</p> <p>家庭用接着剤</p> <p>家庭用塗料</p> <p>家庭用ワックス</p> <p>くつ墨及びくつクリーム</p>	
--	---	--

## 附 則

この省令は、公布の日から起算して一年を経過した日から施行する。